

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：カメルーン国クリビ零細漁業コミュニティセンター拡充計画準備調査 (QCBS - ランプサム型)

調達管理番号：23a00906

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年2月7日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2024年2月7日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カメルーン国クリビ零細漁業コミュニティセンター拡充計画準備調査
(QCBS - ランプサム型)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2024年4月～2025年6月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム方式(一括確定額請負型)にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の32%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の8%を限度とする。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Nomura.Naoyuki@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

JICA 経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 2月 13日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 2月 22日 12時
3	質問への回答 2月15日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年 2月 20日
4	質問への回答	第2回(最終) 回答日 2024年 2月 28日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額(電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 3月 5日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで

9	見積書の開封	2024年 3月 21日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE ） ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・

見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記4.（3）参照
- 2）提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA指定様式は下記（2）のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICAウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号)_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4 (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、

- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点

②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点と同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点と同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

1 1. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力
準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設
計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除され
ます。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- 不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限までの質問・回答にて明確にします。
- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が本業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資

料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章 1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	流通事情調査手法	第4条 業務の内容(5) 流通事情調査
2	既存施設の老朽化評価・改修妥当性評価手法	第4条 業務の内容(6) 既存施設の老朽化評価・改修妥当性評価
3	自然条件調査手法	第4条 業務の内容(9) 自然状況調査
4	サイト周辺調査手法	第4条 業務の内容(10) サイト状況調査 ②サイト周辺調査

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査すると共に、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。

- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

同「補完編（土木分野）」（2023年4月）

同「補完編（建築分野）」（2023年4月）

同「機材編」（2023年4月）

施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）（2021年4月）

コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル【小中学校・保健センター建設編】（2015年1月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

(エ) その他

JICA不正腐敗防止ガイダンス

無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）

コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年

10月)

- ソフトコンポーネント・ガイドライン
- ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下、「安全管理ガイダンス」という。）
- 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
- 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)
- JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

② 配布資料

- 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2023年5月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）
- 安全対策ガイダンス（2019年4月）（配布資料）
- 案件別安全対策検討シート（配布資料）
- 内部照査について

(3) 計画策定のプロセス

- ① 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。特に以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関等に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。

- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する調査等が実施されているところ、かかる先行調査等から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 「カメルーン共和国 零細漁業センター整備計画基本設計調査」（2005年）
 - ② 「カメルーン国 ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画準備調査」（2017年）
 - ③ 「カメルーン国 水産セクター開発に係る情報収集・確認調査」（2023年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

- 本業務における自然条件調査、社会条件調査、事業実施スケジュール、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

- 一次移転先となる計画地隣接の用地

別紙1のとおり。

(7) 環境社会配慮

- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる●●セクターに該当するため、カテゴリ A に分類されている。
- 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましい影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい

特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリ B に分類されている。

□本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。

① 相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令／許認可手続きの内、特に重要と思われるものを以下に列挙するが、これに関わらず必要なものは適宜参照する。

1) LAW NO. 96/12 OF 05 AUGUST 1996 RELATING TO ENVIRONMENTAL MANAGEMENT

2) Decree No.2013/0171/PM of 14 February 2013 to lay down the methodology for conducting environmental and social impact assessments

② 本業務における環境社会配慮において特に留意すべき点は以下の通り。

(ア) 本事業では岸壁の延長を伴う事から、協力準備調査の中で水質汚染及び水生生物を含む生態系への影響について確認する必要がある。

(イ) 本事業では恒久的な用地取得・住民移転は想定されていないが、既存施設（漁業コミュニティセンター）の拡張・再整備を行うことから、施工中は商店の一時的な移転が発生する見通しであり、隣接する公用地を臨時スペースとして活用する計画。一方で同スペースの活用が困難な場合、二次的な用地取得・住民移転が発生するリスクがある事から協力準備調査の中で確認する必要がある。

(8) クラスタ事業戦略での本件の位置づけ

➤ 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）²の農業・農村開発に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既往事業・関連調査は以下のとおり。

① カメルーン国 水産セクター開発に係る情報収集・確認調査

(9) 発注者の既往事業との連携可能性の検討

➤ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既往事業

²保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスタ事業戦略」として、取り組みを強化しています。

（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性を追求すること。

➤ 想定する既往案件を以下に列挙する。

- ① カメルーン共和国 零細漁業センター整備計画
- ② カメルーン国 ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画

（10）相手国関係機関の調整

本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 実施機関に加え、関係する運輸省クリビ港湾局も交え調査及び事業の進め方について検討を行うこと。
- 建設候補地点の検討・決定においては運輸省クリビ港湾局の関与が大きいため、インセプション・レポートやインテリム・レポートなどの各種打合せに際しては運輸省クリビ港湾局にも情報共有を行うなど、関連機関にも情報共有を行いつつ本業務にあたること。

第4条 業務の内容

（1）業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、調査計画を策定する。
- ② 業務計画書を、共通仕様書第6条に従って作成し、発注者に提出して承諾を得る。

（2）インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等の関係者にインセプション・レポートの内容を説明する。

（3）事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。

- 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
- 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 要請書の取り付け

本件については要請書が未作成であり、想定される協力内容は、「カメルーン国水産セクター開発に係る情報収集・確認調査」を通じて得られた情報をもとにしている。カメルーン側と協力内容についての合意を形成し正式要請書を取り付けるスケジュールを確定する。

(5) 流通事情調査³

魚価低下が発生する原因及びタイミング（遠隔地への輸送を含む）並びに漁民の収入低下を定量的に把握したうえで、氷の購入などの対応策の実施によって生じる漁民側のコスト及び水揚げ後に発生するコストを算出し、漁民の収入向上を実現するために必要な前提条件（本事業を通じて実現するサービス向上にかかるコスト（施設利用者側がセンターに支払うコスト等）や首都等までの流通にかかるコストと既存の水揚げした魚の販売価格の比較）を精査する。併せて、流通のボトルネックの有無及び規模を把握し、水揚げ量の増加が特に遠隔地への流通量の増加にどの程度貢献するのかを調査する。

(6) 既存施設の老朽化評価・改修妥当性評価⁴

本事業では、過去に無償資金協力を通じて整備された既存施設の改修が想定されている。必要となる改修の内容を精査したうえで、改修が不可欠な部分に限定した事業内容とする。

(7) 経営診断

既存施設の収支は黒字であるが、本事業実施にあたり改善すべき経営事項を洗い出し、その実施に向けた提言を行うことで事業実施による経営改善が実現される計画とする。

(8) 自然状況調査⁵

本業務では当該項目は適用しない。

概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以

³ 本調査では、施設単体の整備ではなく、流通網全体における計画施設の位置づけ・役割を調査する必要がある。調査を効果的・効率的に行う手法が重要であるため、提案を求める。

⁴ 必要となる改修の内容を精査したうえで、改修が不可欠な部分に限定した範囲を精査するためには、基準となる既存施設の状態を評価する必要があるため提案を求める。

⁵ 本計画には河川土木構造物が含まれる。施設完成後の施設自体及び周辺部への影響を最小限に留めることが必須であるため、技術的分析に基づく最適と思われる提案を求める。

下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

- ① 気象・風況調査（机上調査、一式）
- ② 自然災害調査（台風、地震、活断層、津波、高潮、内水氾濫等）（既往文献調査、担当省庁及び既存施設利用者への聞き取りを想定）
- ③ 水理・水文調査（流向、流速、流量）
- ④ 河川底質調査（2km²を想定）
- ⑤ 地形・河岸測量（空中・衛星写真測量、1/1000、4km²）
- ⑥ 地質調査（地形 1km²、標準貫入試験：3箇所、支持地盤が確認されるまで、合計 120m の掘削を想定）
- ⑦ 施設設計の根拠となる水位設定の検討

（9）サイト状況調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、資機材の整備状況に関する以下の調査を行う。

① 既存施設・機材状況調査

既存施設・機材の稼動状況、故障の規模、利用状況、維持管理体制、運用状況等

② サイト周辺調査⁶

本センター前面及び周辺部のサイト状況を調査する。施設兩岸（河川上流側から河口まで）において堆砂・洗堀が発生していないか⁷及び長期間における河道の変化の有無を精査する。また、本事業では既存河岸を埋め立てることが想定されている。埋め立てによって生じる流向の変化及び下流域に及ぼす影響をシミュレーションし、周辺（特に下流域）に影響を与えない施設を設計する。

（10）運営・維持管理体制に係る調査

施設の拡張に伴い、運営・維持管理要員を増員する必要性が生じる可能性がある。現在の運営・維持管理体制を確認し、要員の増員要否及び必要となる有資格者を精査し、増員についてカメルーン側と合意する。

（11）環境社会配慮にかかる調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

⁶ 本計画には河川土木構造物が含まれる。施設完成後の施設自体及び周辺部への影響を最小限に留めることが必須であるため、技術的分析に基づく最適と思われる提案を求める。

⁷ 衛星データから過去の河口の形状の時系列変化を確認することを想定している。

① 環境社会配慮

1. 初期環境調査

(1)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)に基づき、初期環境調査(Initial Environmental Examination)として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2023年5月)」に基づくこととする。また、相手国等(関係官庁・機関)と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

(2)環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

1) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- a. 環境社会配慮(環境アセスメント、情報公開等)に関連する法令や基準等
- b. 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- c. 関係機関の役割

2) スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

3) ベースラインとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

4) 影響の予測

5) 影響の評価及び代替案の比較検討

6) 緩和策(回避・最小化・軽減・緩和・代償)の検討

7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど)(案)の作成

8) 予算、財源、実施体制の明確化

9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙5を参照のこと。)

10) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

(3) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書(案)を作成する。

② 住民移転計画

(1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)(以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という)、世界銀行 ESS 5 及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案(日本語及び仏語)の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行 ESS 5 Annex 1 に記載ある内容及び以下(1)~(11)を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 ESS 5 の Guidance Note for Borrowers や世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、作成に際し、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2023年5月)」を参考にする。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA 環境社会ガイ

ドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

- 1) 住民移転に係る法的枠組みの分析
 - a. 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA 環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対象者への説明・閲覧要件、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。
- 2) 住民移転の必要性の記載
 - a. 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。
- 3) 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施
 - a. 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
 - b. 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
 - c. 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低 20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。
 - d. 本業務については現地の事業に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。
- 4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案
 - a. 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。
 - b. 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
 - c. 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償内

容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイトルメント・マトリックスを作成する。

- d. ESS 5 で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- e. 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

5) 移転先地整備計画の作成

- a. 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

6) 苦情処理メカニズムの検討

- a. 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

7) 実施体制の検討

- a. 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。
- b. 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持つて行うことについて、実施機関、自治体から承諾を得る。

8) 実施スケジュールの検討

- a. 補償金や転居に必要な支援（引越手当等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療や教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

9) 費用と財源の検討

- a. 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に

係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

10) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- a. 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- b. 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- c. 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

11) 住民参加の確保

- a. 社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等を含むこととする。

(2) 必要に応じて、住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

(12) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

① 現状調査

- 実施機関における女性の雇用促進や技術者育成等の方針及び実態を調査する。
- 他ドナー実施分も含む類似案件における労働者の女性割合などに関する施策およびその実態を調査する。

② 事業内容への反映の検討

- 実施機関と議論を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための設計、施工、運用時の対応を検討し、導入に努める。
- 設計段階の配慮例：女性のニーズに留意した施設や設備の設置（街灯、歩

道、トイレ等の設計における女性の安全性や利便性の確保)

- 施工・運用段階の配慮例：施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備

③ 運用・効果指標の検討、実施機関の実施支援

- 実施機関と議論を行い、ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保するための運用・効果指標を設定する。
- 対象国政府からジェンダー関連資料の提出を求められた際には、実施機関による資料作成や質疑応答の業務支援を行う。

(13) 障害配慮に関する検討・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(14) 気候変動対策案件としての検討

本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール【適応】（JICA Climate-FIT）等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。

本事業は、事業実施により温室効果ガスの排出抑制を通じた気候変動の緩和に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール／緩和策（JICA Climate-FIT(Mitigation)）等を用いて、温室効果ガス排出削減効果を推計する。

(15) 調達事情調査

本業務では当該項目は適用しない。

本事業実施に必要な資機材、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、以下を調査する（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）。

- ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
- ② 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの整理
- ③ スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
- ④ 第三国調達の可能性の検討

- ⑤ 調達上の留意事項のとりまとめ
- ⑥ 調達、据付に関する、日本側と相手国側負担事項の区分の明確化
- ⑦ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(16) 施設、設備、機材計画調査

既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用状況、維持管理状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。

検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

(17) 基本計画／概略設計図の作成

概略設計方針に基づき、本事業の基本計画を整理、確定し、これに基づき概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

基本計画の整理、確定にあたり、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。

(18) 施工計画／施工監理計画の立案

本業務では当該項目は適用しない。

以下の施工計画について検討・整理する。

(ア) 施工方針

(イ) 施工上の留意事項（得に、既存施設の利用と工事と並行させる場合の施設利用者の安全確保）

(ウ) 施工区分（相手国負担工事との区分）

(エ) 品質管理計画

(オ) 資機材調達計画

(カ) 仮設計画（必要に応じて）

(キ) 実施工程

(ク) 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討

(ケ) 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮

本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を整理する。

(19) 事業の維持管理計画の立案

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース、技術力、財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- ② 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費、更新費用を検討する。

(20) 技術支援計画の検討、計画策定

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 本事業で整備する施設及び／もしくは機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性を精査し、必要と認められる場合には計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ② ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(21) 施工時の工事安全対策に関する検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 施工時の工事安全対策に関する情報は同事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に照会する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- ▶ 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映する。

(22) 案件別安全対策検討シート（案）の作成

本業務では当該項目は適用しない。

(23) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

(24) 相手国負担事項の整理

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- ② 相手国側負担事項⁸（用地確保、便宜供与、河川内の開発許可をはじめとする各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- ③ 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。
- ④ 本センターは現在も運用を継続しており、工事期間中は、他省庁の管理下にある土地に一時移転する必要がある。許認可及び一時移転費用の適時・適切な準備を確保したうえで施工に移る必要があるため、当該手続きに必要な期間、関係機関及び役割、手続きの手順を精査したうえで施工開始時期（事業期間）を設定する。

（25）免税情報の収集・整理

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁹を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- ② 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を

⁸ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

⁹ 無償資金協力事業では免税が原則である。人材育成奨学計画（JDS）は、本邦内での活動が大半を占めるため、本邦調達分に比べ現地調達は少ないが、現地プロジェクト事務所運営、募集選考、帰国プログラム実施等は現地調達となるため、これらに関連する項目の免税について整理する。併せて、外国人（日本人、第三人）に対する社会保険料の制度内容についても確認する。

確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。
過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。

- ③ 国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- ④ 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- ⑤ 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（26）現地調査結果概要の作成・説明

- 本業務では当該項目は適用しない。
 本業務では以下の対応を行う。

現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、報告会にて説明する。

（27）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する¹⁰。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

（28）想定される事業リスクの検討

- 本業務では当該項目は適用しない。
 本業務では以下の対応を行う。
- 事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
 - また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方に

¹⁰ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

ついて検討する。

(29) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(30) 事業概要の本邦企業への説明

- 本業務では当該項目は適用しない。

(31) 準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(32) 準備調査報告書（案）の説明

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の対応を行う。
 - 概略事業費を含めた準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
 - 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮等）。
 - 準備調査報告書は、調査後速やかに概略事業費の記載を除く内容、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(33) 準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（先行公開版）¹¹も作成する。

¹¹ 準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

(34) 収集情報・データの提供

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを事業完了報告書に合わせ提出する。）

第5条 成果品

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権照会する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について調査する。照会の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名・概要	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	日本語 仏語	電子データ	

インセプション・レポート（環境社会配慮部分） 記載内容：第4条「業務の内容」（6）「環境社会配慮」①「初期環境調査」②「住民移転計画」に係る調査方針を記載し、環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。	初回現地調査前	日本語 仏語	電子データ	
現地調査結果概要	現地調査後	日本語	電子データ	
インテリム・レポート（環境社会配慮部分） 記載内容：第4条「業務の内容」（6）「環境社会配慮」①「初期環境調査」②「住民移転計画」の暫定結果を環境チェックリスト（案）の様式を用いて要約すること。	設計積算方針会議前	日本語	電子データ	
準備調査報告書（案）（環境社会配慮部分） 記載内容：調査結果の全体成果（要約を含む）	準備調査報告書（案）の説明の2か月前	日本語	電子データ	
準備調査報告書（案）	解析後	日本語 仏語	電子データ 電子データ	
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 ¹² の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概略事業費積算内訳書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
機材仕様書		日本語	電子データ	
		仏語	電子データ	

¹² Project Monitoring Report（PMR）

概要資料	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
(期分けする場合) 業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限 (最終期を除く)	日本語	電子データ	
準備調査報告書 (先行公開版)	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	1部
準備調査報告書 (最終成果品)	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	1部
		日本語	製本	8部
		仏語	CD-ROM	3部
		仏語	製本	11部
調査データ	契約履行期限末日	日本語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容 他

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・準備調査報告書(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、準備調査報告書

「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容
他

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 調査データ

- 位置情報¹³の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

¹³ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

(6) 環境社会配慮に関する資料

第6条 再委託

本業務では、現地再委託を想定していない¹⁴。

本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	自然条件調査	第4条 業務の内容(4) 自然条件調査の③～⑥	一式	定額計上
2	環境社会配慮調査		一式	定額計上

第7条 機材の調達

本業務では、機材調達を想定していない。

本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

¹⁴ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

1. 基本情報

- (1) 国名：カメルーン共和国（カメルーン）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：クリビ市（約 15 万人）
- (3) 案件名：クリビ零細漁業コミュニティセンター拡充計画（The Project for Upgrading and Extension of Kribi Community Center for Artisanal Fisheries）
- (4) 事業の要約：カメルーン南部州に位置するクリビ零細漁業コミュニティセンターにおいて、施設・機材の拡充を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水産セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
カメルーン共和国（以下「当国」という。）において、水産セクターを含む農業セクターは GDP の 17%（世銀、2021 年）、労働人口の 60% を占める重要産業となっている。当国政府の長期開発戦略である「国家開発戦略 2020-2030」では、水産セクター開発を重点分野の 1 つに位置づけ、①漁業生産量の増加、②水産バリューチェーン強化、③雇用創出に取り組む方針を示している。当国の漁業生産量は 2013 年の 21 万トンから 2021 年には 30 万トン（FAOSTAT）に増加したが、年間約 50 万トンの国内需要に対応すべく、漁業生産量の更なる増加及び水産流通基盤の構築・強化を優先事項としている。

クリビ零細漁業コミュニティセンター（以下「本センター」という。）は、2005 年度無償資金協力「零細漁業センター整備計画」により整備された。本センターで水揚げされた鮮魚（甲殻類・底魚が中心）はクリビ市や周辺地域だけでなく、当初想定していなかった首都ヤウンデ市にも供給が開始され、首都に流通する国産海産鮮魚の約 60%（年間約 200 トン）を担うまでに至り、国内最大の水揚量を誇る海産鮮魚供給の中心拠点として重要な役割を果たしている。また、漁獲物の鮮度改善による漁師の収入増加（2004 年から 2009 年で 1.6 倍に増加）や、センター内外の食堂利用者増加による周辺事業者の収入向上が確認されている。

本センターでの水揚量は、建設当時の 400 トンから年 4% の増加が続き、2023 年には 790 トンに達したものの、上記のとおり、旺盛な国内需要を満たせておらず、更なる水揚量の増加が求められている。本センターを利用する船主も増大する国内需要に対し、各自が所有する漁船数の増加を希望しているが、造船区画のスペース不足により造船ができず、水揚量の更なる増大の制約要因となっている。また、水揚げのピーク時は、地面など不衛生な場所で水産物の取引を行わざるを得ず、水産バリューチェーンの起点となる施設として衛生面での十分な対応ができていない。更に、同センター敷地内の通路や空き地にて行われる雑貨・小物販売、漁具修理、造船等が拡大し、施設内の適切な動線確保、安全・衛生管理に支障を来している。

「クリビ零細漁業コミュニティセンター拡充計画」（以下「本事業」という。）は、本センターの施設・機材の拡充を通じて年率約 4% で増大する水揚量に対応し、衛生的な環境下での鮮魚取扱量の向上を図ることにより、当初 400 トンの水揚量規模で整備された既存の水揚・卸売施設・機能を更に拡充するものであり、当国における長期開発計画の中でも優先度の高い事業として位置づけられている。

(2) 水産セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

対カメルーン国別開発協力量針において、持続的かつ包括的な成長の促進に資する第一次産業の振興が重点分野とされており、本事業は「水産振興プログラム」を促進するもの。また、JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）農業・農村開発においても食料・栄養安全保障への貢献の一環として水産セクター振興による安定的な食料生産・供給を掲げており、本事業はこれら方針に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

アフリカ開発銀行が「養殖と畜産のバリューチェーン開発プロジェクト」（2019～2025 年）にて当国内陸部に魚市場整備（3 ヶ所）を検討しているが、本事業との重複はない。FAO は 2021 年よりエビのバリューチェーン開発プロジェクト（FISH4ACP）を通じた、当国産エビの付加価値向上を図るための支援を実施中。フランス開発庁（AFD）は「Appui à la formation professionnelles : AFOP」（職業訓練支援）により、第 1 次産業セクターの人材育成を実施中。水産分野人材育成プログラムでは全国 8 カ所に研修センターを建設、海面・内水面漁業者育成を行っている。FAO による「Unlocking the potential of sustainable fisheries and aquaculture in Africa, the Caribbean and the Pacific : FISH4ACP」ではカメルーンを対象国としてエビの品質向上に取り組んでおり、同計画の一環で製氷業者の製氷・貯氷技術の向上及び魚用関係者の組織化に向けた支援、中央州の魚市場における販売環境の改善等に取り組む計画としている。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、カメルーンの開発課題・政策並びに我が国及び JICA の協力量針に合致し、小規模農家・漁民も参加・裨益する包括的なフードバリューチェーンの構築に資するものであり、SDGs ゴール 2（飢餓を 0 に）に貢献することから、事業を実施する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的

本事業は、クリビ零細漁業コミュニティセンターにおいて、施設・機材の拡充を行うことにより、同センターにおいて衛生的な環境下での鮮魚取扱量の向上を図り、もって、水産物の生産量増加及び衛生状況改善を通じた食料安全保障の改善に寄与するもの。

②事業内容

ア) 施設、機材等の内容

【施設】新設：既存岸壁延長、漁港施設用地拡張（埋立）、駐車場、施設（荷捌・販売区画、造船区画、漁民ロッカー、船外機修理区画、倉庫、レストラン棟、雑貨・小売商店棟）

改修：施設（荷捌・販売棟、レストラン棟）

【機材】保冷魚箱、統計・運営事務機器（タブレット端末及びサーバーなど）

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工監理、統計・運営情報電子化及び組織能力・施設・通信環境運営維持管理体制強化、水産物取扱能力強化に関する指導

ウ) 調達・施工方法

準備調査にて詳細確認する。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

センター利用者（漁民約 600 人、漁港内事業者約 1,000 人、一般客約 20 万人/年）、クリビ及びヤウンデ市民（各約 15 万人、約 380 万人）

④他の JICA 事業との関係

実施中の「内水面養殖アドバイザー」（2022 年 2 月～2024 年 1 月）は養殖活動を通じた水産物生産量の増加に取り組んでおり、また「ドウアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画」（2017 年）が 2023 年 12 月に開場することから、カメルーン国内における食料安全保障に向けた本事業との相乗効果が期待できる。

(3) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制

牧畜・漁業・畜産省 (Ministère de l' Elevage, des Pêches et des Industries Animales: MINEPIA)

② 他機関との連携・役割分担

協力準備調査にて詳細確認する。

③ 運営／維持管理体制

独立採算制で同センターが運営主体となり運営維持管理を担っている。直近 5 年間で赤字はなく良好な状況。協力準備調査にて詳細確認する。

(4) 安全対策

調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(5) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

(6) 横断的事項

気候変動の影響を考慮した設備を導入することにより気候変動適応策へ資する可能性がある。詳細は協力準備調査にて確認する。

(7) ジェンダー分類：【確認中】 ■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
＜活動内容/分類理由＞ 協力準備調査にてジェンダー主流化ニーズを確認する。

(8) その他特記事項

施設拡充に伴う一時移転先確保及び補償金は当国政府負担予定。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2023年実績値)	目標値(2031年) 【事業完成3年後】
衛生的な施設内で取り扱われる水産物の量 (トン/年)	481 ^{※1}	1,462
ヤウンデ市に流通する本センター産水産物量 (トン/年)	200	608

※1 本センター水揚量(790トン/年)より地面で取引される水産物量(309トン/年)を引き、算出

(2) 定性的効果

- ・水産物の流通及び船外機・漁具の搬出入動線との区画分けによる鮮魚の汚染リスクの低減
- ・同センターを利用する漁民の及び漁港内事業者の労働環境の改善

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

セントルシア「沿岸漁業振興計画」(2001年)の事後評価では、防波堤等の海洋構造物設置により海流が変化し、漁港の港口部に慢性的な堆砂が生じるようになった。本事業では地勢条件、波浪条件等を吟味し、水理模型実験を行った適切な施設配置を行い、可能な限りのリスク回避に務めるよう協力準備調査にて十分な精査を行う。カメルーン向け無償資金協力「零細漁業センター整備計画」(評価年度2009年)の事後評価では、外部要因である年間漁獲量の変動の影響の有無をベースライン時までさかのぼって確認するのに労力と時間を要したため、実施機関がベースラインから目標年まで指標と共に年間漁獲量をモニタリングすることが望ましいとの教訓を得ている。本事業においては、評価可能なベースライン(基準値)を設定し、適切な事業効果を計れるよう努める。

以上

[別添1] カメルーン共和国クリビ零細漁業コミュニティセンター拡充計画 環境社会配慮

[別添2] カメルーン共和国クリビ零細漁業コミュニティセンター拡充計画 地図

クリビ零細漁業コミュニティセンター拡充計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に掲げる港湾セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましい影響は重大でないと判断され、かつ、同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため。
- ③ 環境許認可：本事業にかかる環境許認可が必要。詳細については協力準備調査で確認する。
- ④ 汚染対策：協力準備調査にて詳細を確認する。
- ⑤ 自然環境面：協力準備調査にて詳細を確認する。
- ⑥ 社会環境面：協力準備調査にて詳細を確認する。
- ⑦ その他・モニタリング：協力準備調査にて詳細を確認する。

以 上

クリビ零細漁業コミュニティセンター拡充計画 地図
【カメルーン共和国全体地図】



出典：maps Cameroon

【クリビ零細漁業コミュニティセンター】



対象サイト：クリビ零細漁業コミュニティセンター

出典：Microsoft Bing より JICA 作成

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：零細漁業開発／河川土木もしくは港湾土木に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：カメルーン国及びアフリカ地域
- ② 語学能力：仏語もしくは英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年4月下旬より事前準備を開始し、2024年5月中旬より第一次現地調査を行い、その後に解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は特記仕様書の第3条 実施方針及び留意事項を参照のこと。2025年1月上旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2025年3月上旬までに概略設計・概要資料、2025年6月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

注）本調査には日本から参团する通訳（日-仏）を必ず配置すること。ただし、経費は直接経費のみとする。また、上述の日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳（英-仏）の雇上も必要に応じ認める。雇上を希望する場合は、経費を見積書に記載すること。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約24.15人月

業務従事者構成の検討に当たっては、河川・港湾土木の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 全12回(通訳を含む)

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認めます。

- 自然条件調査
- 環境社会配慮調査

(4) 配付資料/公開資料等

1) 配付資料

- カメルーン国水産セクター開発に係る情報収集・確認調査(2022年)

2) 公開資料

- 「カメルーン共和国 零細漁業センター整備計画基本設計調査」(2005年)

https://libopac.jica.go.jp/images/report/11786068_01.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/11786068_02.pdf

- 「カメルーン国 ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画準備調査」(2016年)

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12264065_01.pdf

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12264065_02.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所、在カメルーン日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取り、安全対策について了解を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、これについては契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえ発注者と協議のうえ対応を決定する。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外と

しますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

107,625,000円（税抜）

なお、定額計上分 19,300,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 （3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	自然条件調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3)現地再委託」	14,000,000円	自然条件調査費一式	現地再委託
2	社会環境配慮調査	「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 (3)現地再委託」	3,000,000円	社会環境配慮調査費一式	現地再委託
3	各種資料 仏語翻訳費		2,300,000円		報告書作成費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

特になし。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)